参考１

公表資料

一括検討の概要について

２０２０年8月7日

本資料について

- ２０２０年７月８日付け認可の業務規程及び送配電等業務指針の施行（２０２０年１０月１日予定）により、電源接続案件募集プロセスに代わる電源接続案件一括検討プロセス（以下「一括検討」という。）が導入されます。

- 「業務規程第８０条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」（以下「一括検討の手続等」という。）とは、本機関が、２０２０年７月８日付け認可の業務規程第８０条の規定に基づき、一括検討の実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、公表するものです。

- 本資料は、一括検討の手続等のご理解を深めていただくために、一括検討の手続等の概要を示すものです。また、一括検討の手続等及び本資料は、事前にご意見をいただくために作成しております。検討段階のものであることから、今後、大幅に変更となることがあります。

- 一括検討の詳細については、業務規程、送配電等業務指針及び一括検討の手続等をご確認ください。

電源接続案件一括検討プロセスについて

＜一括検討とは＞

- 系統連系希望者が、発電設備等を送電系統に連系等するにあたり、一般送配電事業者に接続検討申込みを行った結果、送電系統の容量が不足し、増強工事が必要となる場合があります。このような場合、仮に近隣で系統連系希望者がいるにもかかわらず、単独での連系等を前提に増強工事を行うと継ぎ接ぎの非効率な系統整備となる恐れがあります。また、工事費負担金が高額である場合には、単独負担を前提とすると工事費負担金を支払うことが困難であるとして、系統連系等が進まない状況となる恐れもあります。そこで、近隣の案件も含めた対策を立案し、そこでの連系等を希望する系統連系希望者で増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備等を図ることを目的とする手続です。
- 一括検討は一般送配電事業者が主宰します。

〔単独負担での連系等のイメージ〕

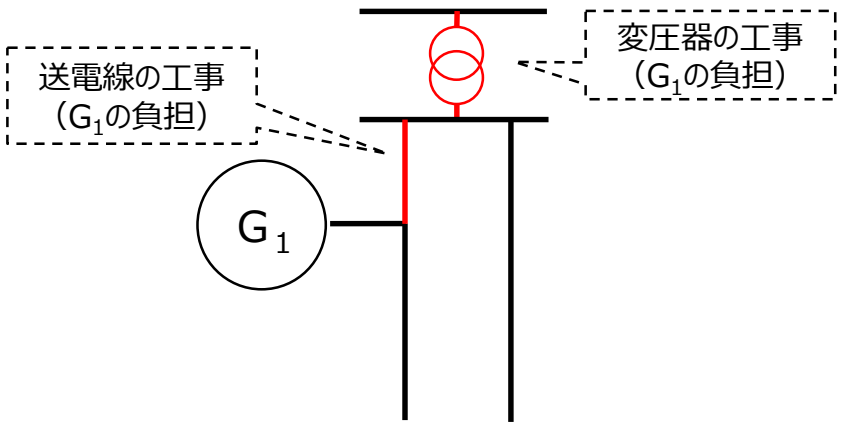

〔一括検討のイメージ〕

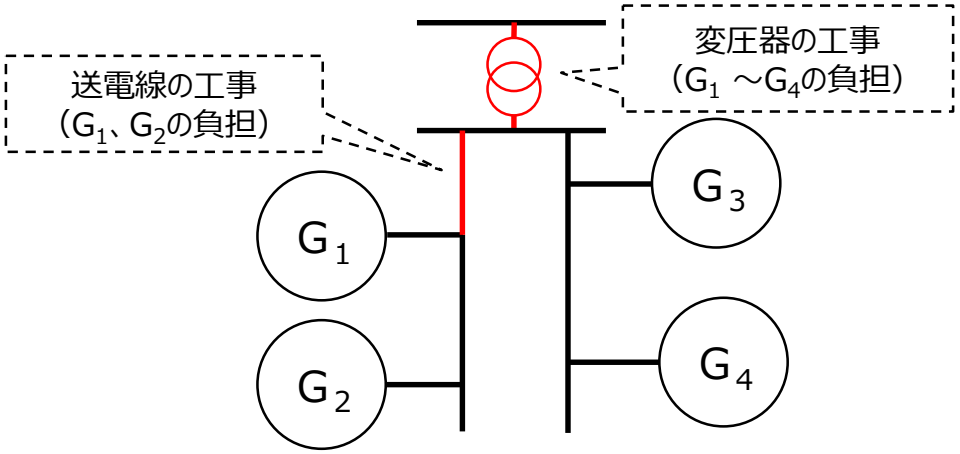

＜本機関又は一般送配電事業者による一括検討の開始＞

- 一般送配電事業者は、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から一括検討を開始することが必要と判断した場合や本機関からの要請を受けた場合、一括検討を開始します。

＜系統連系希望者による一括検討の開始＞

- 系統連系希望者が一括検討開始申込みを行い、一般送配電事業者が効率的な系統整備の観点等から一括検討を開始することが必要と判断した場合に、一括検討が開始されます。

＜一括検討の開始以降の流れ＞

- 系統連系希望者は、応募申込みを行う場合は接続検討に関わる検討料を支払い、再接続検討申込みを行う場合は負担可能上限額の申告及び保証金（算定方法は本機関のウェブサイトで公表します）の支払いを行い、契約申込みに伴い一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結する必要があります。その後、工事費負担金契約を締結後、全ての系統連系希望者からの工事費負担金の入金が確認されたとき、一括検討を完了します。

〔一括検討開始～一括検討の完了までのイメージ〕

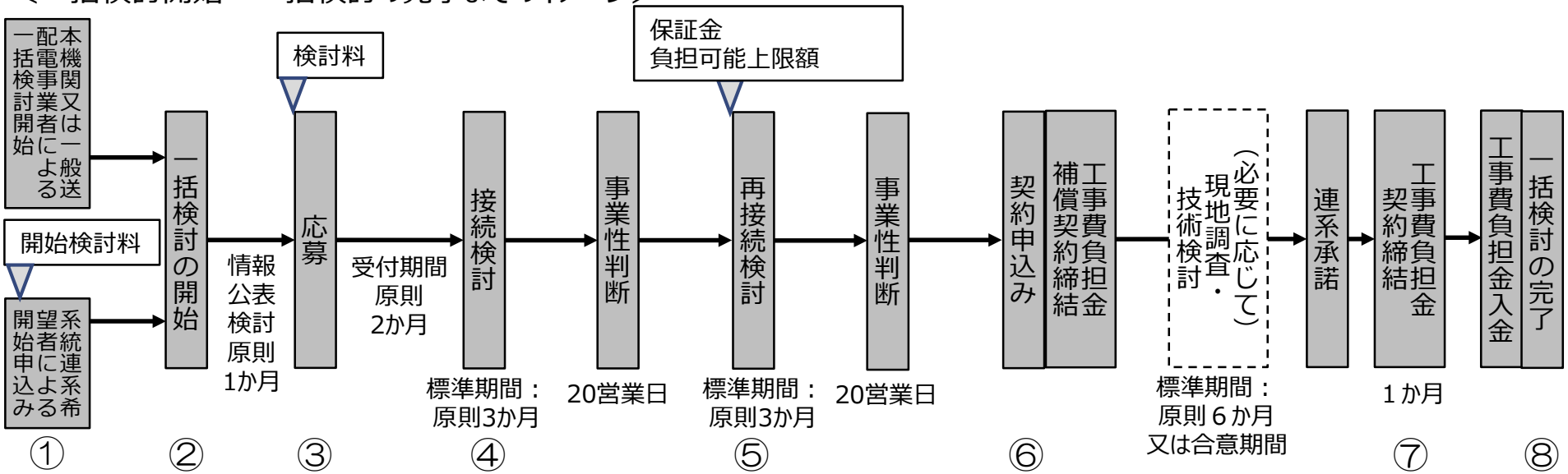

①一括検討開始申込み～②一括検討の開始

- 系統連系希望者は、接続検討回答において系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者に対し、開始検討料を支払うこと等を前提に、一括検討開始申込みを行うことができます。

⇩

- 一般送配電事業者は、一括検討開始申込書に必要事項が記載されていること及び開始検討料が入金されていることを確認の上、開始申込みを受け付けます。
- 一般送配電事業者は、開始申込みを受付後、開始申込みの内容を確認し、効率的な系統整備の観点等から一括検討を開始することが必要と判断した場合は、一括検討の開始に必要な前提条件を定め、速やかにその内容を一般送配電事業者のウェブサイトに公表し、一括検討を開始します。

＜開始に必要な前提条件＞

- 開始申込みした系統連系希望者が単独で連系等した場合の増強の概要（増強パターン１）
- 開始情報、募集対象エリア、スケジュール等その他必要な事項

〔募集対象エリアのイメージ〕

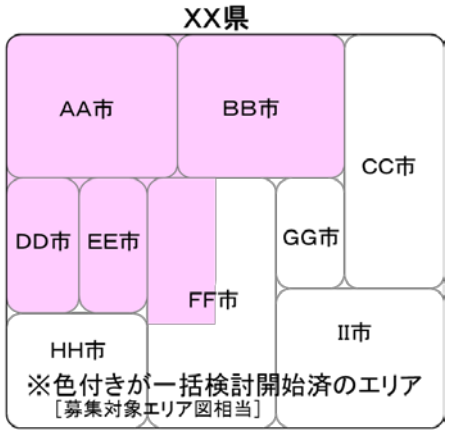

〔募集対象エリアに含まれる系統のイメージ〕

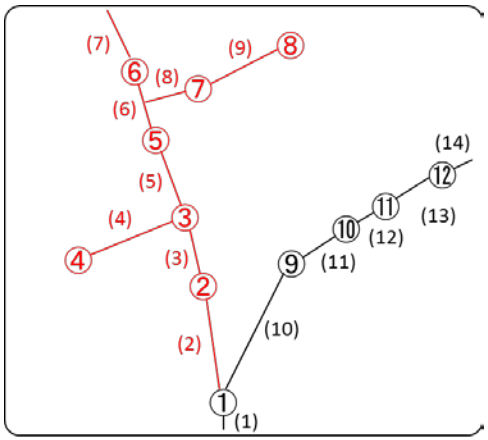

＜一括検討開始申込みを行うことができる条件とは＞

- 接続検討において、系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合、一般送配電事業者に対し、一括検討開始申込みを行うことができます。※

※ ただし、以下の場合は、一括検討開始申込みを行うことはできません。
- 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第５１条第２号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合
- 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において一括検討が開始された場合
- 接続検討の回答日から１年を経過した場合

〔一括検討開始の対象となり得る設備イメージ〕

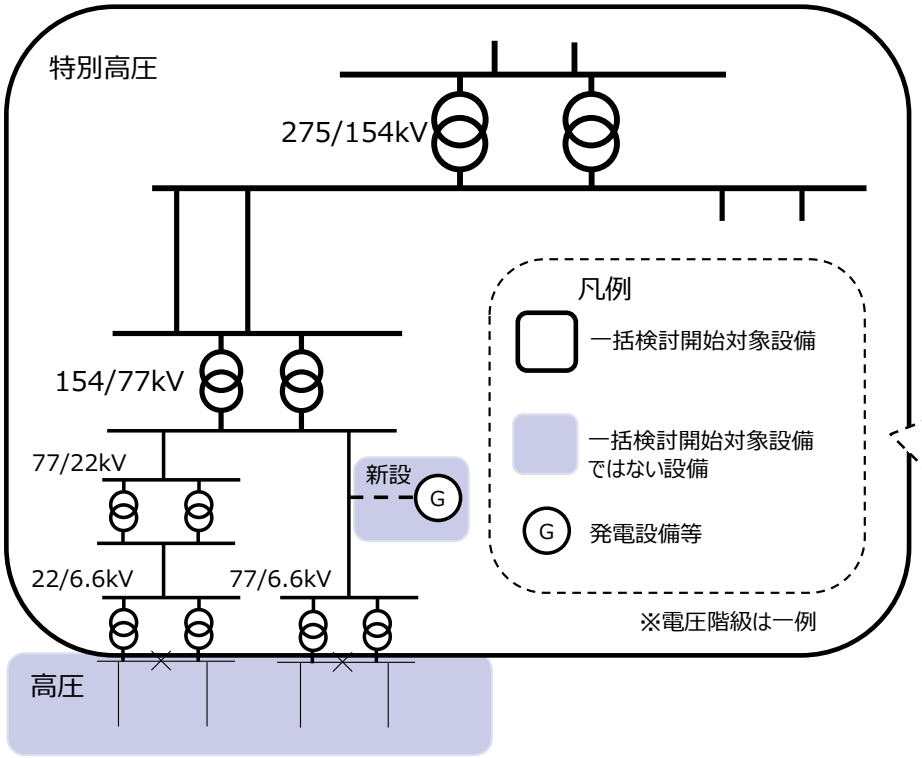

一括検討開始の対象となり得る設備（以下「一括検討開始対象設備」という。」は特別高圧の送電系統（送電線や変圧器等の設備。特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。図参照）となります。なお、効率的な系統整備の観点等から、以下の設備は、一括検討開始の対象となり得る設備の対象外とします。

- 発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に新設する設備
- 配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備
- Ｎ－１故障時に発電抑制を実施できるようにするための設備

＜効率的な系統整備の観点等とは＞

- 系統連系希望者の連系等が繰り返し行われることで、非効率な系統整備になること等を回避することを意図しています。そのため、一般送配電事業者は、複数の系統連系希望者の応募の蓋然性が高いと見込まれると判断した場合は、一括検討を開始します。
- なお、一般送配電事業者は、繰り返しの系統整備が見込まれない場合（配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備等）や複数の系統連系希望者の応募の蓋然性が低いと判断できる場合には、一括検討を開始せず、開始申込みをした系統連系希望者に対し、契約申込みその他の適切な対応を行うよう求めます。

〔一括検討を開始する工事の例〕

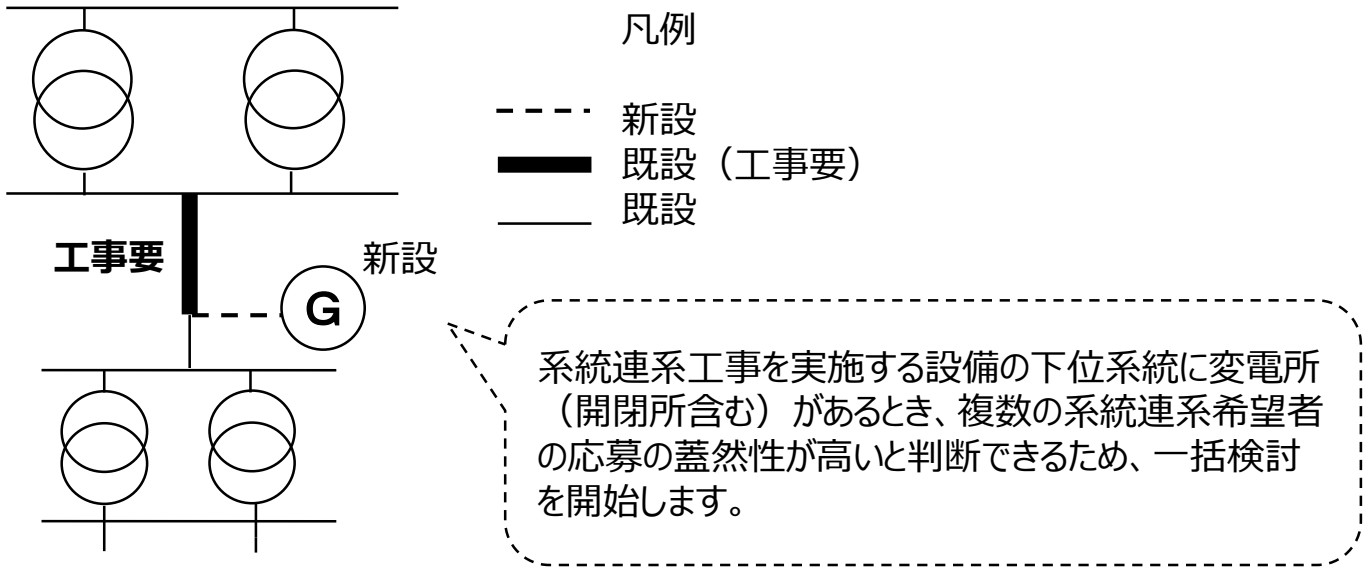

③応募～④接続検討

＜応募＞

- 一般送配電事業者は、一括検討の開始を公表した日から原則１か月以内に、応募が想定される全ての系統連系希望者が募集対象エリアに連系等した場合の増強の概要（増強パターン２）等を検討・作成し、一般送配電事業者のウェブサイトに公表するとともに、応募申込みの受付を開始します。
- 応募申込みに関する書類の受付期間は、応募申込みの受付開始を公表した日から原則２か月とします。

＜募集対象エリアを拡大する場合＞

- 一般送配電事業者は、受付した応募申込みの最大受電電力の合計が想定を上回る場合等は、応募申込みの締切後であっても、効率的な系統整備の観点等から、募集対象エリアを拡大することができ、その場合は、拡大した募集対象エリアにて一括検討を再度開始します。

〔応募開始時の募集対象エリアの例〕

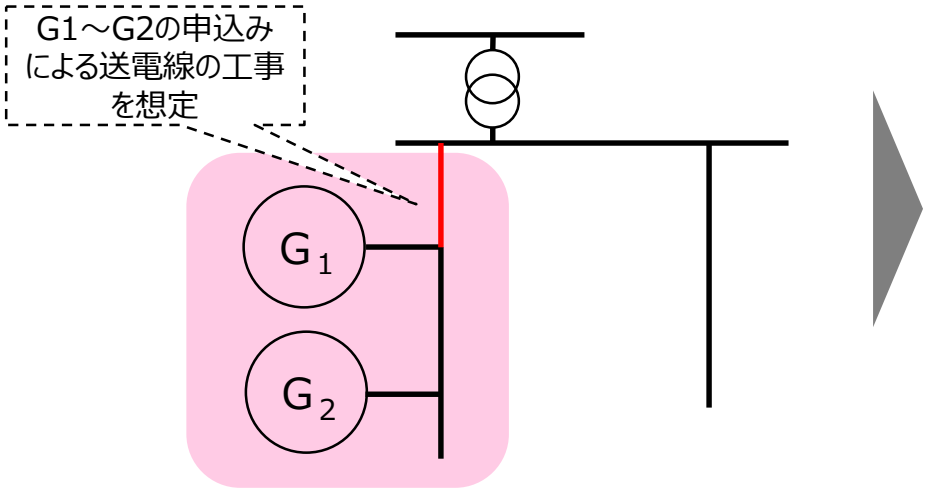

〔応募申込みが増強パターン提示時に公表した
最大連系可能量分を超えた場合等に拡大する例〕

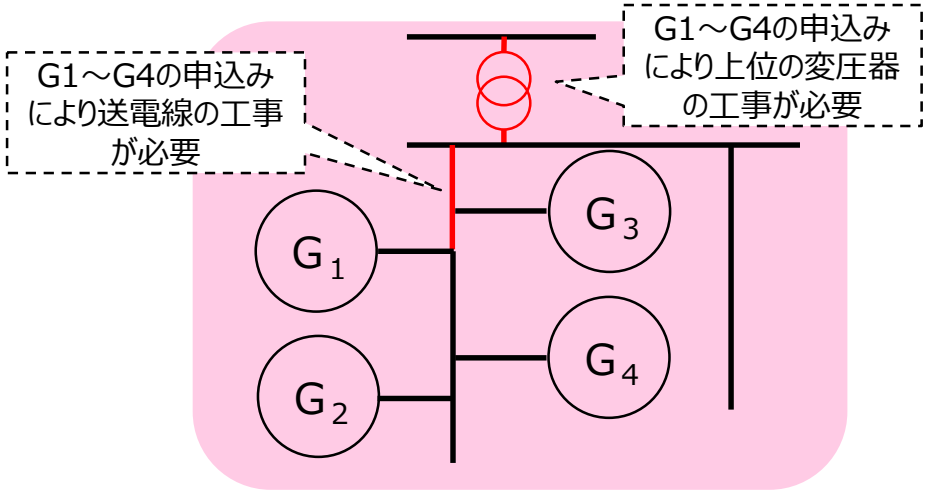

- 系統連系希望者は、応募申込みの受付開始後、接続検討に関わる検討料を支払っていいただくこと等を前提に応募申込みを行うことができます。

- 一般送配電事業者は、応募申込書及び接続検討申込書に必要事項が記載されていること及び検討料が入金されていることを確認の上、応募申込みを受け付けます。
- 一般送配電事業者は、受付した全ての系統連系希望者の接続検討の申込内容を前提に接続検討を実施し、原則３か月以内（申込件数が著しく多い等の理由で超過する場合があります。）に検討結果を回答します。
- 応募申込みの受付件数が１件の場合でも一括検討を継続します。

〔接続検討の実施イメージ〕

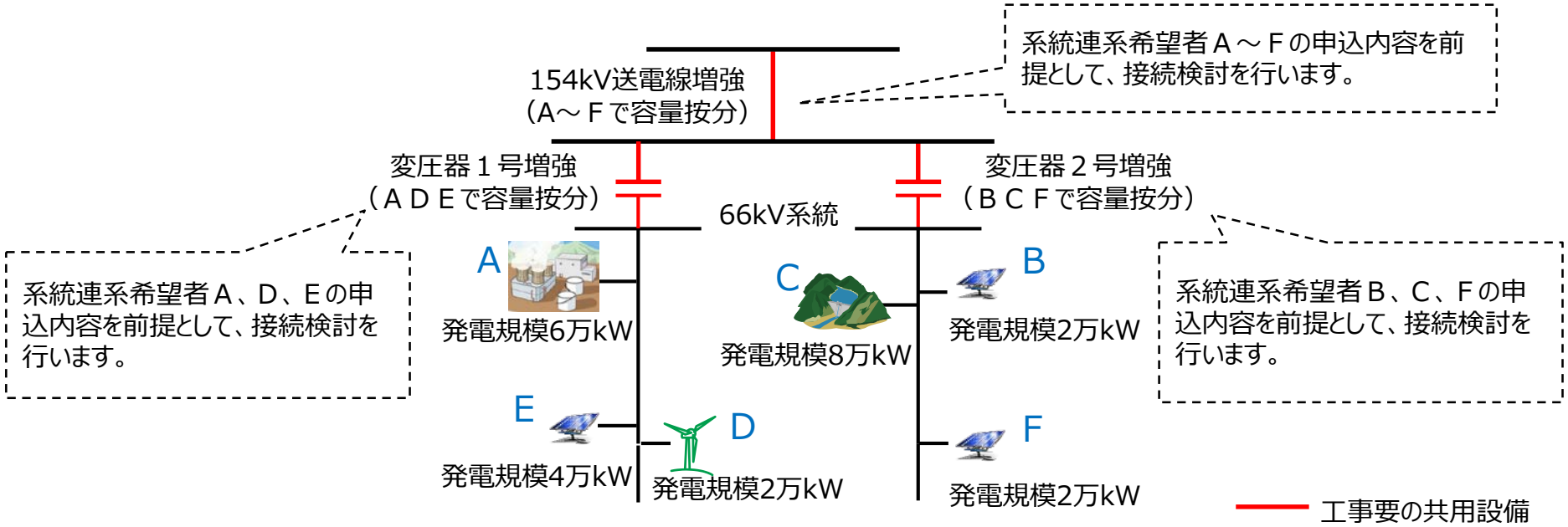

- 一般送配電事業者は系統連系希望者の事業性判断等の一助となるよう、一括検討全体の工事概要、連系可能量、工事費及び他の応募申込みを受付した系統連系希望者の情報（最大受電電力、連系電圧、連系点等）を含めた申込状況等を接続検討回答書※に添付します。

※ 後述の再接続検討の回答にも添付します。

〔接続検討回答に添付する情報のイメージ〕

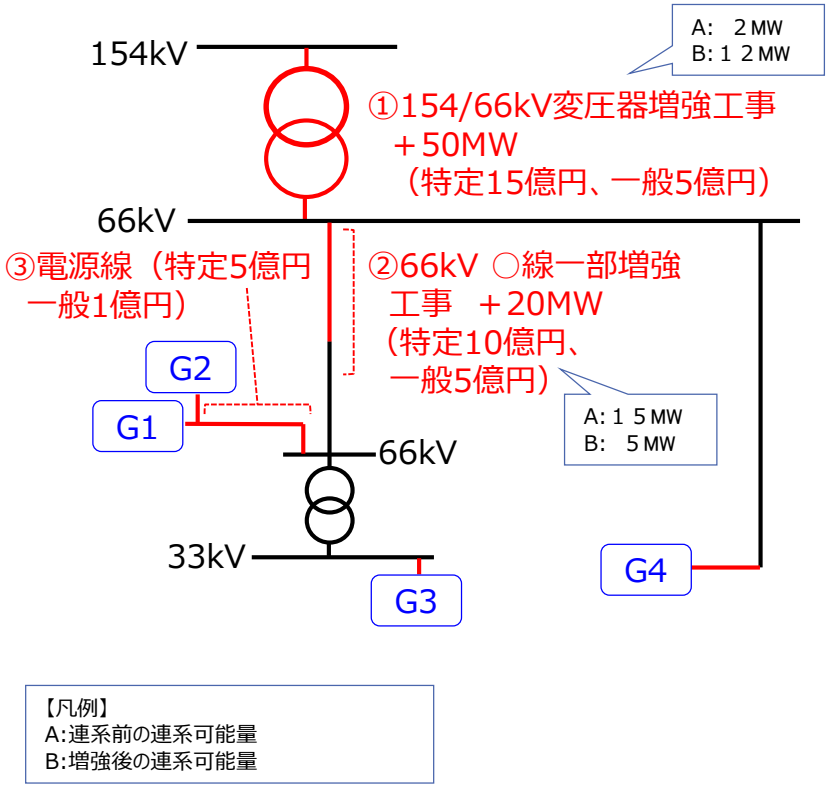

【G1に提示する申込状況例】

申込者	連系点	最大受電電力	連系電圧	工事後の設備を共用する者		
				①	②	③
G1	○○	10MW	66kV	○	○	○
G2	△△	10MW	66kV	○	○	○
G3	□□	10MW	33kV	○	○	—
G4	◎◎	10MW	66kV	○	—	—

連系点は、線路名称、変電所名
（例：○○線、□□変電所▲kV母線）等を記載する。

⑤再接続検討

- 接続検討の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、接続検討の回答日から起算して、２０営業日以内に負担可能上限額の申告及び保証金の支払いを行うこと等を前提に再接続検討申込みを行うことができます。

- 一般送配電事業者は、再接続検討申込書及び負担可能上限額申告書に必要事項が記載されていること及び保証金が入金されていることを確認の上、再接続検討申込みを受け付けます。
- 一般送配電事業者は、受付した全ての再接続検討申込み内容を前提に再接続検討を実施し、原則３か月以内（辞退扱いの発生等の理由により超過する場合があります。）に検討結果を回答します。

＜負担可能上限額について＞

- 再接続検討申込みを行ったにもかかわらず再接続検討中において辞退者が発生した場合、工事費負担金の再算定を行いますが、都度負担確認が必要となり、また、接続検討の回答内容よりも工事費負担金が増加して更なる辞退者が生じる場合があり、これが繰り返されると一括検討の完了時期が大きく遅延します。
- このため、辞退者が発生した場合の工事費負担金の増加に備えて、負担可能上限額を予め申告いただき、工事費負担金が負担可能上限額以下の場合は負担可能、負担可能上限額超過の場合には原則辞退したものとして取り扱う（以下「辞退扱い」という。）ことで、都度の負担確認を不要とし、一括検討完了の早期化を図ります。
- 負担可能上限額は原則変更できませんので、事業性等から投資可能な額を申告ください。申告する負担可能上限額に上下限はありません。
- 申告された負担可能上限額の系統連系順位に関する取扱い詳細は「⑪系統連系順位が必要な場合の取り扱い」、また、補償金に関する取扱い詳細は「⑭補償金の基本的な考え方」をご参照ください。

〔負担可能上限額の適用イメージ〕

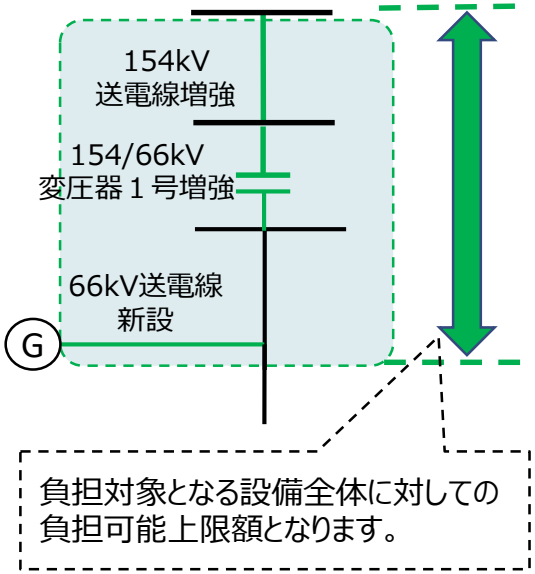

＜保証金（デポジット）について＞

- 再接続検討申込みを行ったにもかかわらず再接続検討中において辞退者が発生した場合、工事費負担金の再算定による検討期間の延長が生じる等、他の系統連系希望者が不利益を被ります。これの抑止及び空押さえの防止のため、保証金（算定方法は本機関のウェブサイトで公表します）を支払っていただきます。
- 一般送配電事業者は、系統連系希望者が工事費負担金契約を締結し、工事費負担金を入金した場合は、当該系統連系希望者が支払った保証金を当該系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当します。
- 一般送配電事業者は、再接続検討開始後、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者が支払った保証金を没収します。
- ただし、系統連系希望者が工事費負担金契約を締結する前に、次に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がある場合、一般送配電事業者は、当該系統連系希望者が支払った保証金を返還します。
  - 工事費負担金の額が申告した負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合
  - 再接続検討及び技術検討の回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に、当該再接続検討又は技術検討の回答日から起算して２０営業日以内に一括検討を辞退する場合
  - 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
  - 一括検討が中止された場合
- 一般送配電事業者は、工事費負担金補償契約締結を締結した系統連系希望者が辞退又は辞退扱いとなった場合、当該系統連系希望者から没収した保証金を、当該系統連系希望者と締結した工事費負担金補償契約に基づく補償金に充当します。補償金についての詳細は「⑭補償金の基本的な考え方」をご参照ください。
- 工事費負担金契約締結時に、没収した保証金を概算工事費に充当すること等の詳細は「⑦工事費負担金契約締結・入金～⑧一括検討の完了」をご参照ください。

＜留意事項（発電設備等の設置場所の重複について）＞

- 系統連系希望者は、再接続検討申込み前までに可能な限り地権者等と調整を行い、他の系統連系希望者と発電設備等設置場所が重複しないよう努めてください。
- 一般送配電事業者は、再接続検討申込みを受付した結果、発電設備等の設置場所が重複している系統連系希望者が確認された場合※1、当該系統連系希望者へ発電場所の重複を通知します※2。その通知を受けた系統連系希望者は、他の重複する系統連系希望者や地権者等と調整を行ってください。
- 一般送配電事業者は、再接続検討開始後、発電設備等の設置場所の重複を解消するために辞退することになった場合においても、保証金と工事費負担金補償契約の取り扱いは変わらないものとし、その辞退は系統連系希望者の責による辞退とします。

※1　系統連系希望者が提出した書面上の記載（申込み時の発電設備等の設置場所の住所等や接続検討申込み時の図面等）等から地点重複が確認された場合に限ります。なお、一般送配電事業者が、地点重複の有無について網羅的な確認を行うものではなく、また、その正確性の確認をしたものではありません。

※2　調整に必要となるため、一般送配電事業者は、発電設備等の設置場所が重複する系統連系希望者に対し、他の重複する系統連系希望者の連絡先等を提供します（系統連系希望者の連絡先等の提供について、一般送配電事業者は、関係する系統連系希望者への事前・事後の確認等を行いません）。

⑥契約申込み

- 再接続検討の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、再接続検討の回答日から起算して２０営業日以内に、一般送配電事業者と工事費負担金補償契約を締結すること等を前提に、契約申込みを行わなければなりません。

⇩

- 一般送配電事業者は、契約申込書、工事費負担金補償契約書（以下「補償契約」という。）及び負担可能上限額再申告書※に必要事項が記載されていること及び必要となる保証金が入金されていること（ただし、追加の保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、契約申込みを受け付けます。
- 一般送配電事業者は、契約申込みに対する回答のために現地調査が必要と判断した場合は、現地調査を実施します。なお、現地調査の実施にあたって、一般送配電事業者が必要と判断した場合、一般送配電事業者と系統連系希望者は損害実費弁済契約等を締結します。
- 一般送配電事業者は、再接続検討回答以降に辞退又は辞退扱いとなった系統連系希望者が発生した場合又は現地調査の結果等により、技術検討が必要と判断した場合は、受付した全ての契約申込みの内容を前提に技術検討を実施し、原則６か月以内（辞退扱いの発生等の理由により超過する場合があります。）又は契約申込みを受付した系統連系希望者と合意した期間以内に検討結果を回答します。
- 合意可能な期間が契約申込みをした系統連系希望者ごとに異なる場合は、合意可能な期間の中で最長の期間を合意した期間とします。なお、一般送配電事業者が必要とする期間より短い期間で回答する場合は、工事費負担金や工期が一括検討完了後に大きく変動する場合があります。

※ 再接続検討申込み時に申告した負担可能上限額と同額以上の額を申告することができます。

＜工事費負担金補償契約＞

- 一般送配電事業者と契約申込みをした系統連系希望者は、契約申込みをした系統連系希望者が辞退することにより、契約申込みを受付した他の系統連系希望者の工事費負担金の再算定が発生したことで、他の系統連系希望者に不利益を与えることを防止するため、補償契約を締結します。
- 一般送配電事業者は、契約申込みに対する検討の結果、補償契約を締結した系統連系希望者の工事費負担金の額が契約申込みの際に申告した負担可能上限額以内である場合は、当該系統連系希望者の工事費負担金を確定し、連系承諾を行います。
- 補償契約を締結した系統連系希望者は、当該契約の締結後、辞退した場合、辞退扱いとなった場合又は一括検討の完了以降に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合は、同契約に基づき工事費負担金補償金（以下「補償金」という。）を負担します。
- 系統連系希望者に過度の負担とならないよう、一括検討の完了前に、次に掲げる事情が生じた場合その他正当な理由がある場合は、補償契約に基づく支払義務は免除されます。
  - 工事費負担金が負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合
  - 技術検討の回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に、当該技術検討の回答日から起算して２０営業日以内に一括検討を辞退する場合
  - 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
  - 一括検討が中止となった場合
- 補償契約に基づく補償金については、「⑭補償金の基本的な考え方」をご参照ください。

＜所要工期が長期化した場合の手続き＞

- 一般送配電事業者は、技術検討の結果、再接続検討又は前回の技術検討の結果よりも所要工期が長期化する系統連系希望者がいる場合、技術検討の結果を契約申込を受付した全ての系統連系希望者に回答するとともに、長期化を理由とした辞退の受付期間を設けます。

- 系統連系希望者は、再接続検討又は前回の技術検討の結果よりも所要工期が長期化する回答を受領した場合、技術検討の回答日から起算して２０営業日以内に所要工期が長期化したことを理由に辞退することができます。

〔技術検討の結果、所要工期が長期化する場合の手続きのイメージ〕

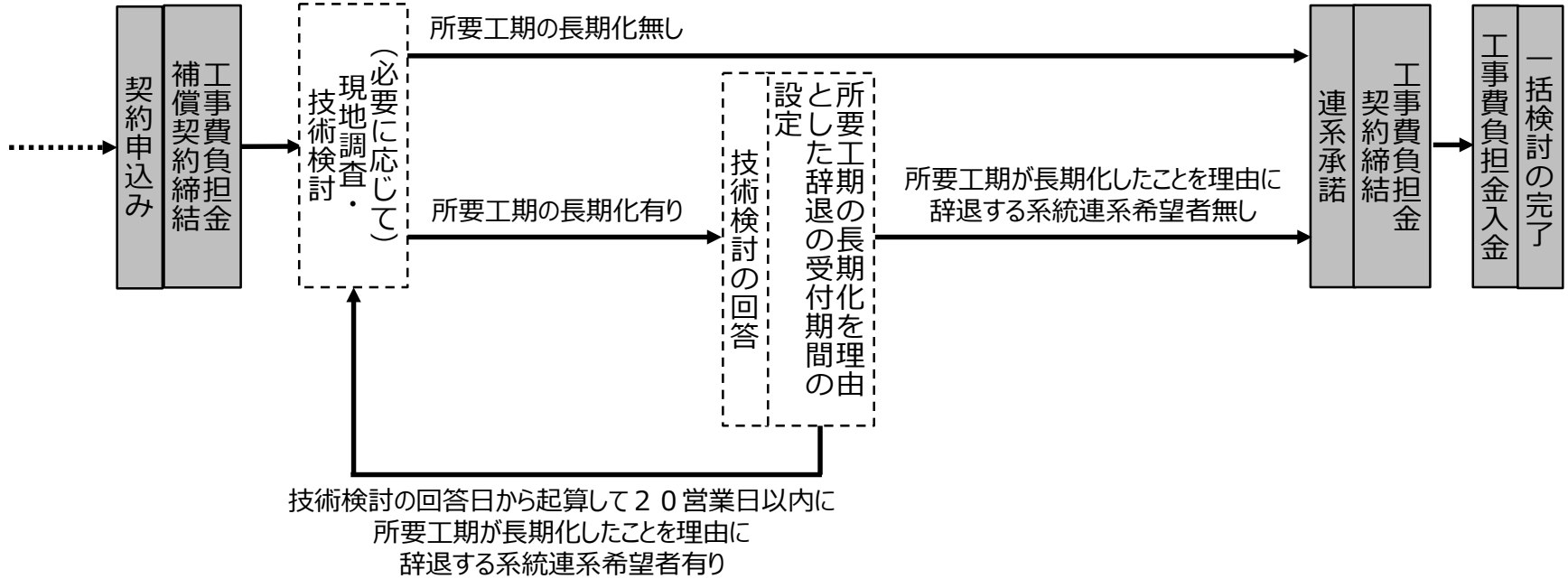

⑦工事費負担金契約締結・入金～⑧一括検討の完了

- 契約申込みに対する検討回答にて連系承諾を受領した系統連系希望者は、連系承諾後１か月以内に、一般送配電事業者と工事費負担金契約（以下「負担金契約」という。）を締結しなければなりません。
- 負担金契約を締結した系統連系希望者は、締結した負担金契約に基づき、一般送配電事業者に対し、工事費負担金を支払います。

- 一般送配電事業者は、以下のいずれかに該当する場合は一括検討を完了とします。
  - 負担金契約を締結した全ての系統連系希望者（一括検討から辞退した又は辞退扱いとなった等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く）から工事費負担金の入金が確認された場合
  - 一括検討に応募申込みした全ての系統連系希望者が、辞退した又は辞退扱いになった等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となったことが確認された場合
  - 系統連系希望者から応募申込みが行われなかったことが確認された場合
- 一般送配電事業者は、一括検討の完了後遅滞なく、その結果を一般送配電事業者のウェブサイトに公表します。

➢ 一般送配電事業者は、契約申込みの回答にて連系承諾を受領した系統連系希望者との負担金契約締結時に、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者から没収した保証金を充当します。充当先は、保証金を没収された系統連系希望者が契約申込みに対する回答において共用することが見込まれた設備の概算工事費とし、充当する額は、共用することが見込まれた設備の概算工事費の比で按分した額とします。

〔負担金契約時における概算工事費の補正イメージ〕

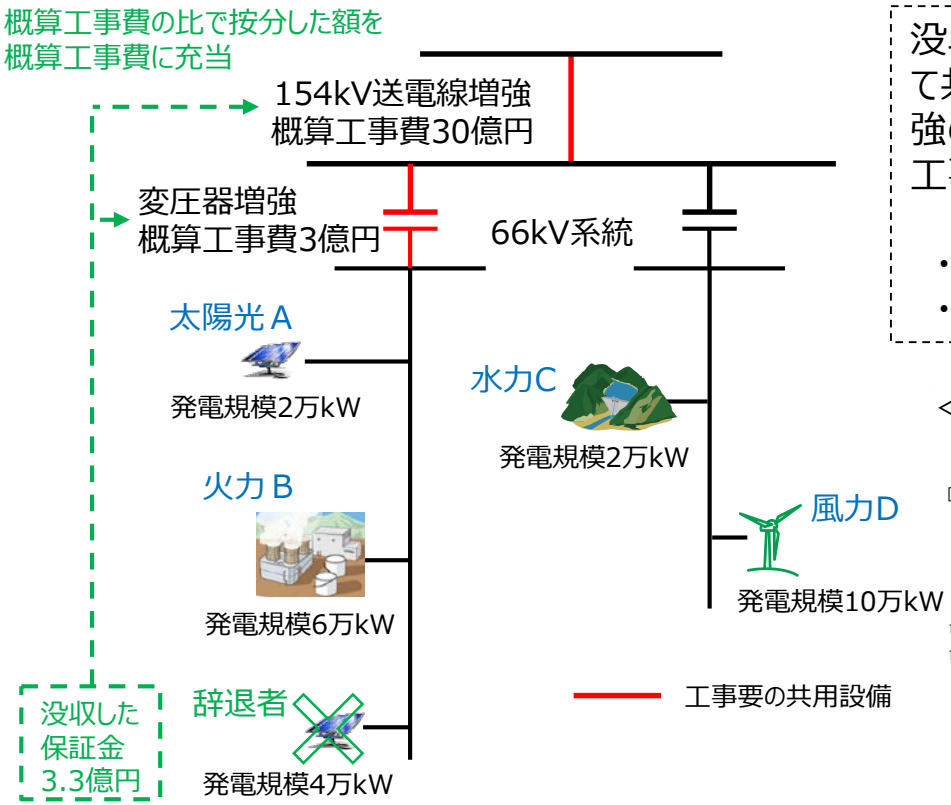

没収した保証金3.3億円は、辞退者が契約申込みの回答において共用することが見込まれた154kV送電線増強及び変圧器増強の概算工事費に充当します。この場合、充当する額は、概算工事費の比30億円：3億円＝10：1で按分した額になります。

・154kV送電線増強に充当する額：3億円
・変圧器増強に充当する額：0.3億円

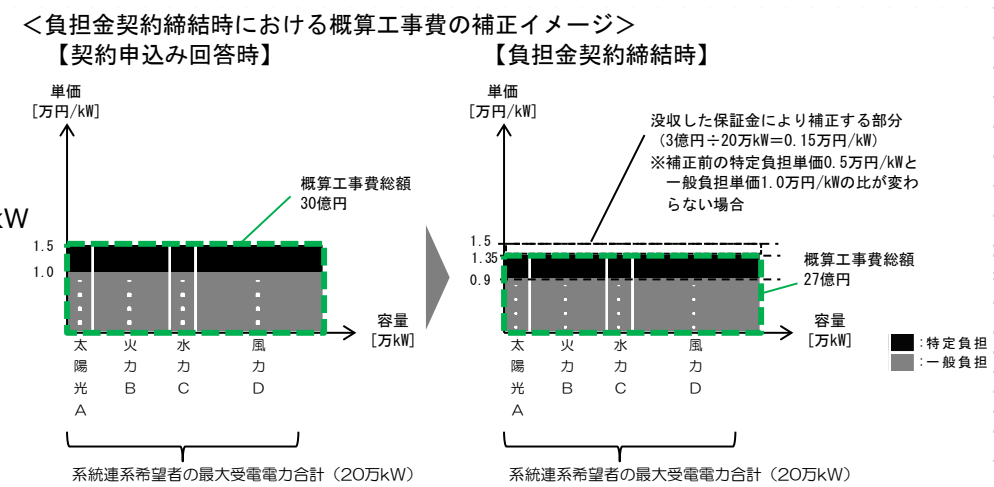

⑨一括検討期間中の系統アクセス関係の申込み及び暫定的な容量確保

- 一括検討が開始された場合、募集対象エリアの送電系統の連系可能量（現状の容量を含む）が全て確保されることから、募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みは、原則として、次のとおりの取扱いとなります。

申込内容	取扱内容	補　足
事前相談 申込み	部分回答又は一括検討完了後に回答	一括検討によって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、一括検討が完了し、系統状況が確定した後に検討を開始します。 ただし、一括検討の完了前であっても、「発電設備等の設置場所から連系点（想定）までの直線距離」※1は、申込者が希望する場合は回答します。
接続検討 申込み	一括検討完了後に受付	新たな申込みは書類の受領までとし、検討料は一括検討完了後に請求します。 一括検討によって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、一括検討が完了し、系統状況が確定した後に検討を開始します。
契約申込み	原則受付不可	一括検討の開始によって当該申込者の接続検討回答の前提とした系統状況から変動が生じているため、原則受付不可とします。ただし、接続検討が不要な案件の契約申込みについては受付します。

※１　高圧の送電系統に連系等する場合は、連系点（想定）から連系等を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路亘長

- 一括検討による送電系統の暫定的な容量確保

期　間	対象となる送電系統	確保する容量
一括検討の開始の公表※2～ 応募の受付開始	開始申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	開始申込みを受付した系統連系希望者の最大受電電力分
応募の受付開始～ 接続検討	増強パターン提示時に公表した設備及びその上位系統	増強パターン提示時に公表した最大連系可能量分
接続検討～ 再接続検討	応募申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	応募申込みを受付した系統連系希望者の最大受電電力の合計分
再接続検討～ 契約申込み	再接続検討申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	再接続検討申込みを受付した系統連系希望者の最大受電電力の合計分
契約申込み※3～ 連系承諾	契約申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	契約申込みを受付した系統連系希望者の最大受電電力の合計分

※２　本機関又は一般送配電事業者により一括検討を開始した場合、開始に際し必要と判断した送電系統の容量分を確保します。

※３　技術検討をやり直す場合は、その都度暫定容量を見直します。

⑩募集対象エリア等を見直す場合

- 一般送配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、一括検討における増強工事の規模等を見直すことができます。
- 一般送配電事業者は、一括検討における増強工事の規模等を見直す場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割（縮小する場合も含む。）することができます。
- この場合、一般送配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の一括検討が開始されているものとして取り扱います。

〔募集対象エリアを分割する前のイメージ〕
募集対象エリア：１つ

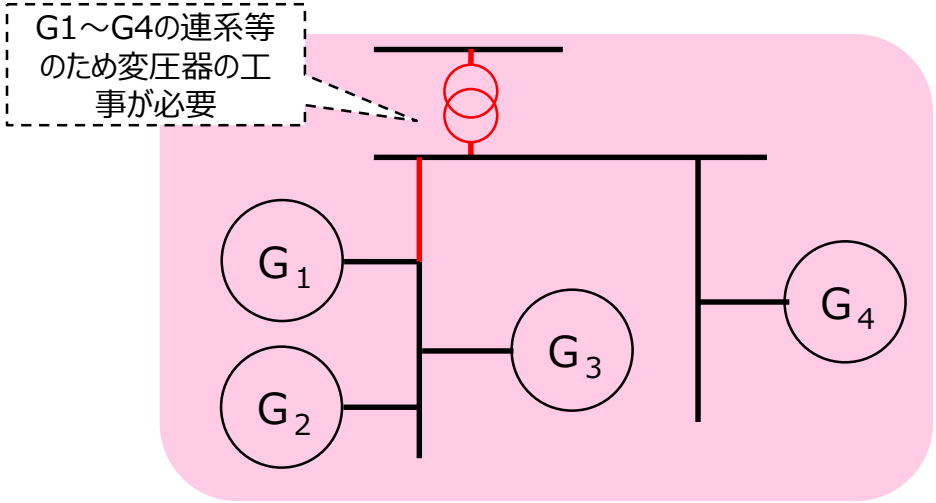

〔募集対象エリアを分割した後のイメージ〕
募集対象エリア：２つ

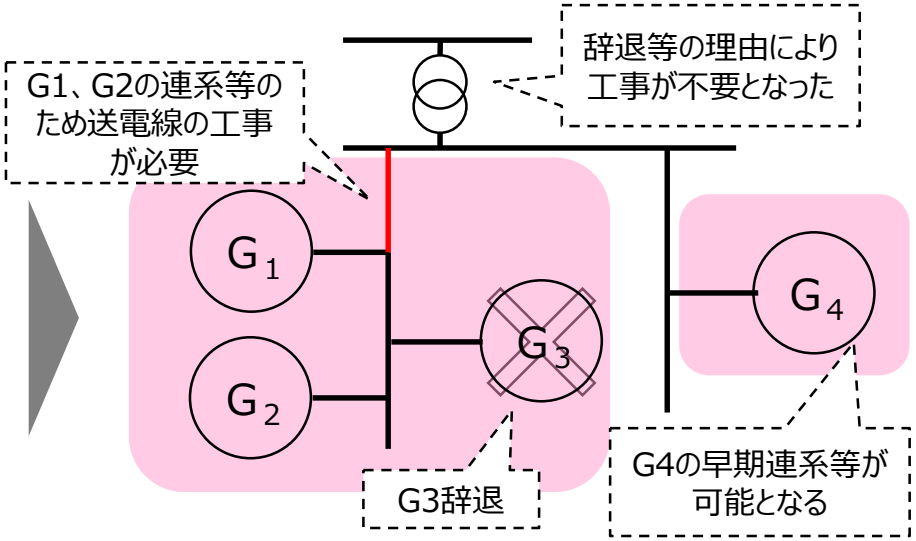

⑪系統連系順位が必要な場合の取り扱い

- 一括検討においては、入札がなく、系統連系順位は原則同順位であり共用する設備の工事費は最大受電電力の比で按分した金額になります。
- しかしながら、系統連系順位を決定する必要がある場合※は、一般送配電事業者は、系統連系順位を、「負担可能上限額余剰分単価」が高い順に順位を決定します。
- 系統連系順位は、再接続検討時に決定し、以降変更しません。

※ 詳細は次頁以降をご参照ください。

負担可能上限額余剰分単価［円／ｋＷ］

＝(負担可能上限額※1［円］(消費税等相当額除く)

－工事費負担金※2［円］(消費税等相当額除く))／最大受電電力［ｋＷ］

※１：系統連系希望者が再接続検討申込み時に申告した負担可能上限額とします。

※２：応募申込みを受付した全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした接続検討の回答書に記載している工事費負担金とします。

〔再接続検討時に系統連系順位を決定するイメージ〕

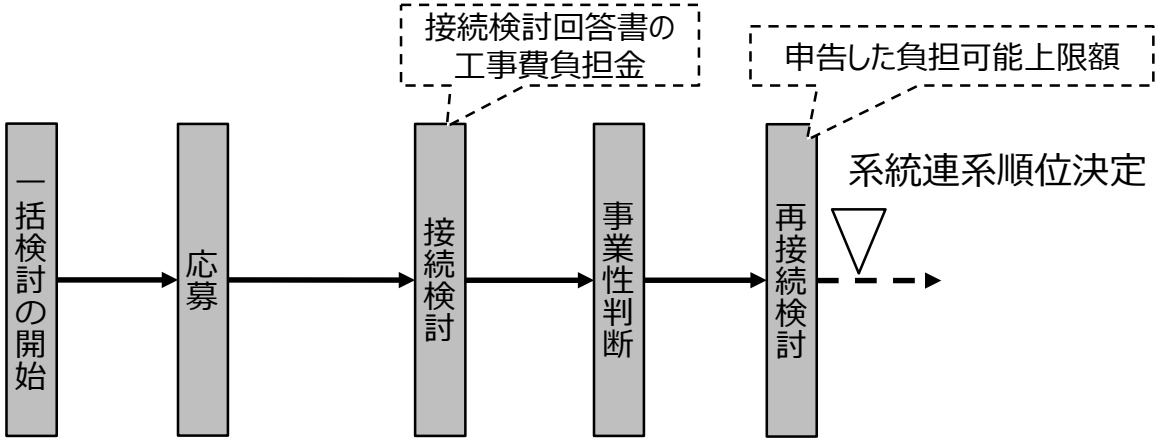

系統連系順位の決定が必要となる場合

a. 増強工事の規模縮小等により、一部の系統連系希望者が連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合において、連系等を行うことができる系統連系希望者を決定するとき※

b. 全ての系統連系希望者が辞退又は辞退扱いになる場合において、既存の送電系統に増強工事を要せずに連系可能な系統連系希望者を決定するとき

〔連系可能量以内の系統連系希望者を決定するイメージ〕

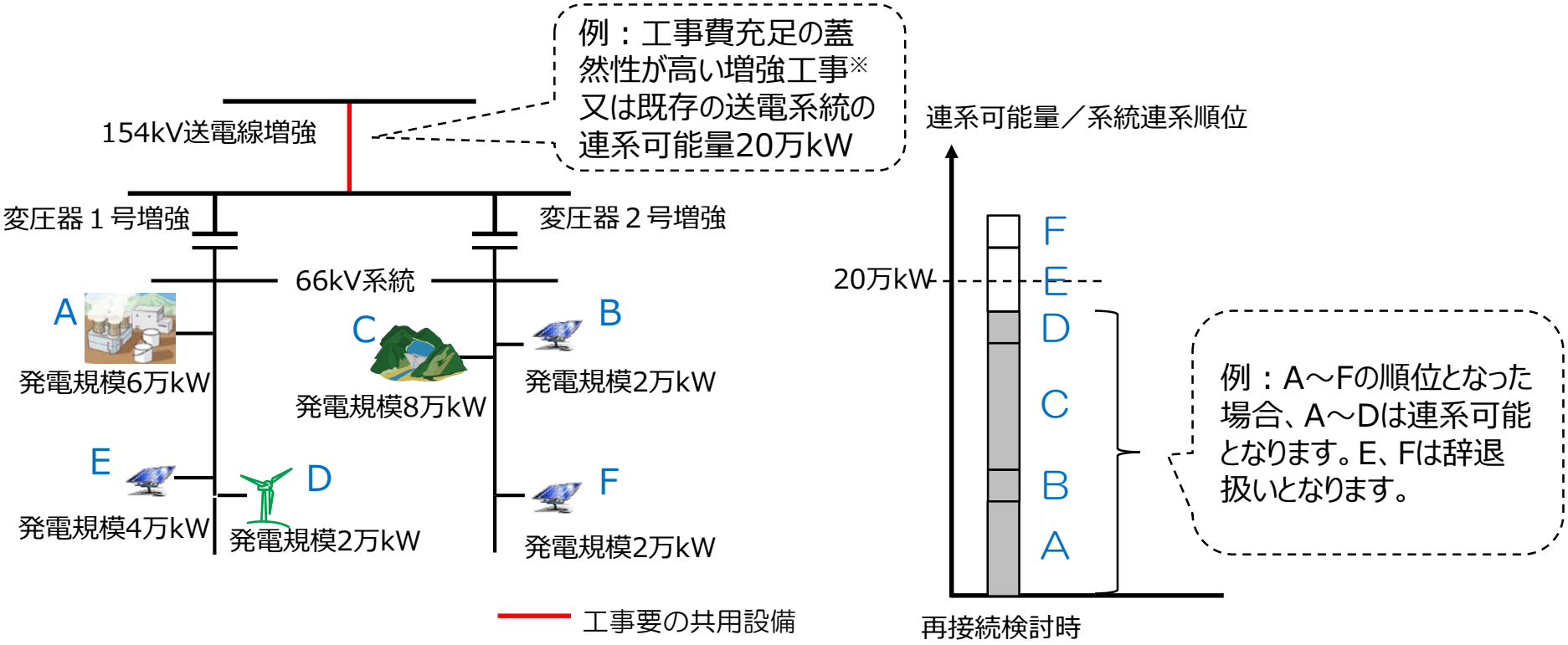

※ 詳細は「⑫工事費充足の蓋然性が高い増強工事が必要となる場合の取り扱い」をご参照ください。

系統連系順位の決定が必要となる場合

c. 太陽光及び風力の３０日等出力制御枠に達していない一般送配電事業者の送電系統において、太陽光及び風力の連系等に際し、３０日等出力制御枠（周波数変動面）に関する系統連系希望者を決定する場合

- 一括検討において３０日等出力制御枠の容量を確保するタイミング等は、通常の契約申込みにおける取扱い等を考慮して、次のとおりの取り扱いとします。

	一括検討	（参考）通常の契約申込み
容量確保のタイミング	再接続検討回答時点	契約申込みの受付時点 （系統連系順位の決定時点）
確保する容量	再接続検討の回答を行った 系統連系希望者の最大受電電力の合計分	契約申込みを受付した 系統連系希望者の最大受電電力分

- 再接続検討の回答を行った系統連系希望者に対し、系統連系順位に基づき３０日等出力制御枠の容量を確保します。
- 一般送配電事業者は、３０日等出力制御枠内の系統連系順位の系統連系希望者には、３０日等出力制御枠内である旨を、再接続検討回答において通知します。
- 一般送配電事業者は、３０日等出力制御枠を超える系統連系順位の系統連系希望者には、無制限・無補償での出力制御を行う場合がある旨を、再接続検討回答において通知します。

〔３０日等出力制御枠の確保イメージ〕

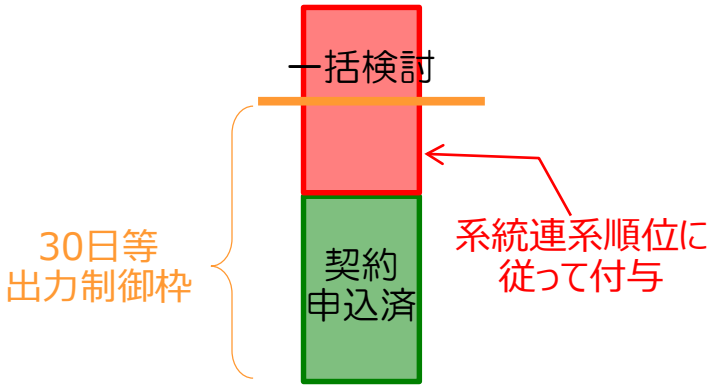

⑪系統連系順位が必要な場合の取り扱い（続き）

系統連系順位の決定が必要となる場合

c.　太陽光及び風力の３０日等出力制御枠に達していない一般送配電事業者の送電系統において、太陽光及び風力の連系等に際し、３０日等出力制御枠（周波数変動面）に関する系統連系希望者を決定する場合

〔３０日等出力制御枠の確保タイミングのイメージ〕

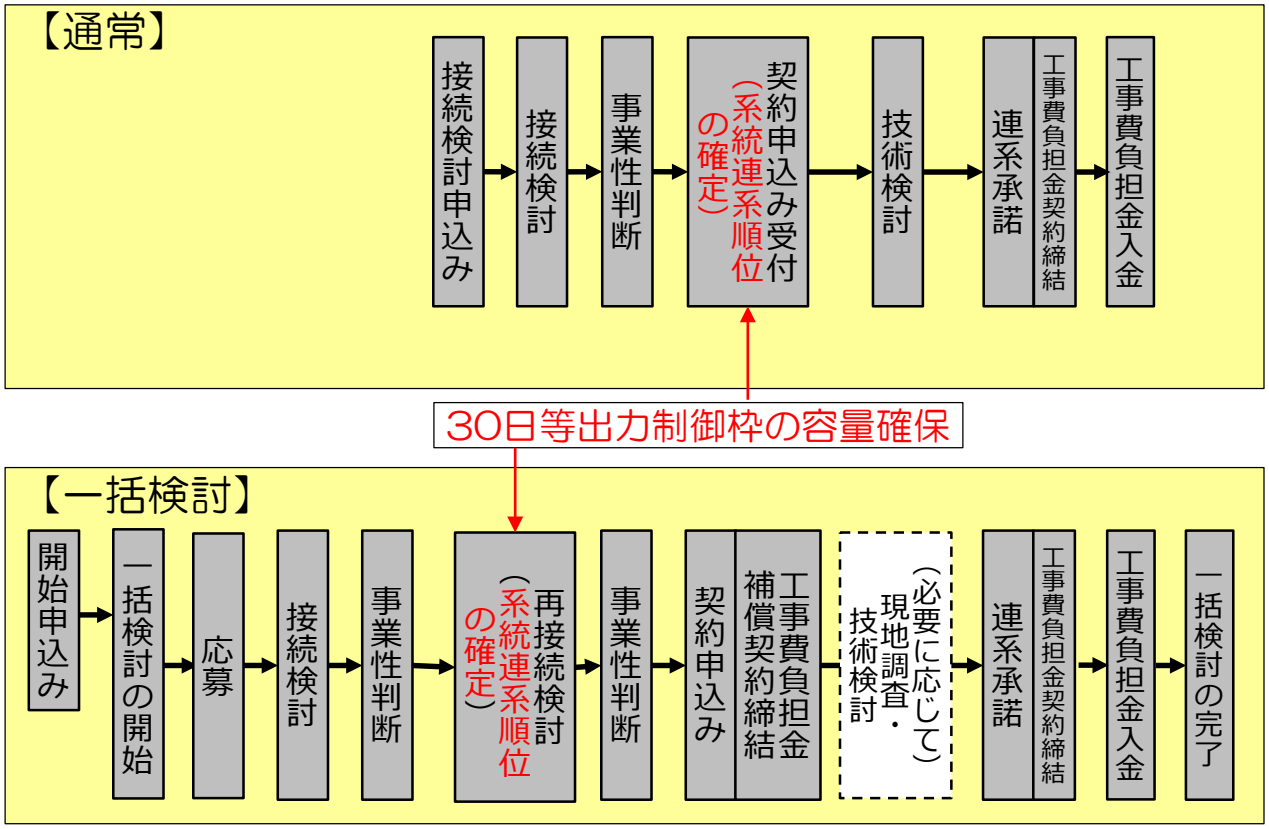

系統連系順位の決定が必要となる場合

d. 全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事の完了前に連系可能量がある場合において、当該工事の完了前に連系可能となる系統連系希望者を決定するとき

〔優先連系のイメージ〕

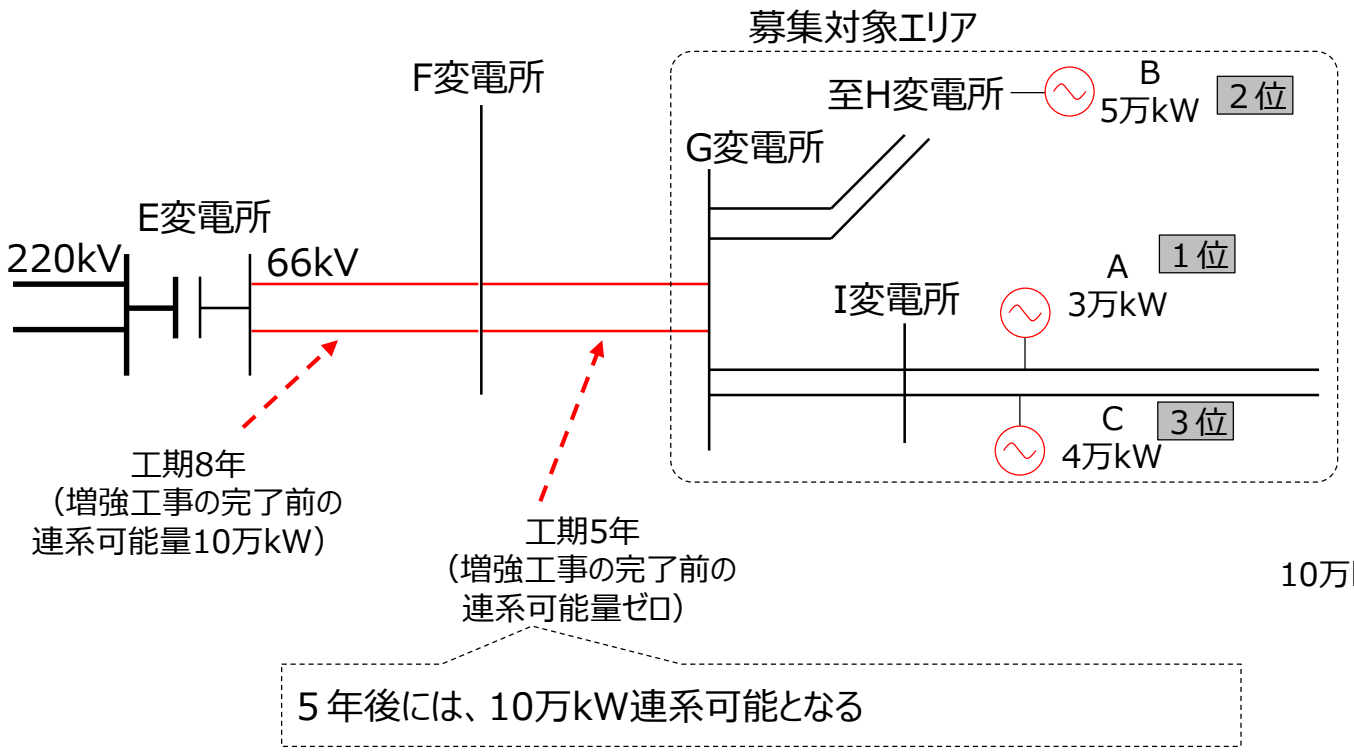

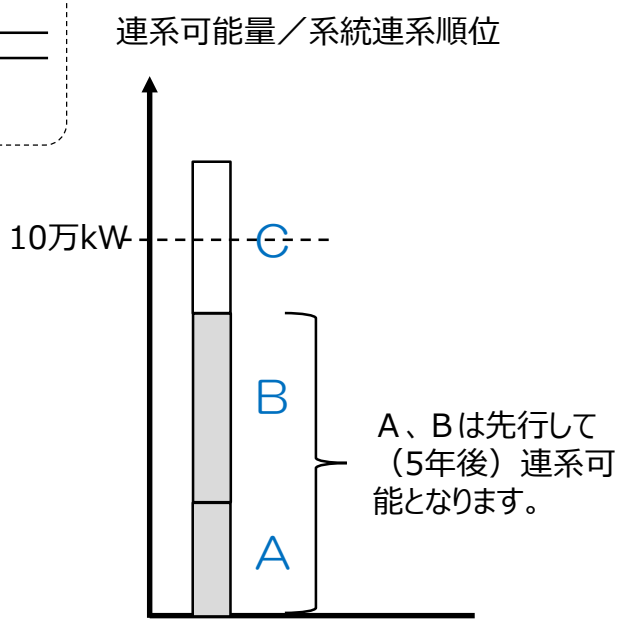

⑫工事費充足の蓋然性が高い増強工事が必要となる場合の取り扱い

- 一般送配電事業者が全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした接続検討を実施した結果、全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事の費用が高く、必要な工事費が充足される蓋然性が低いと判断した場合は、当該工事の代替案として、極力多数の系統連系希望者が連系等を行える増強工事（以下「工事費充足の蓋然性が高い増強工事」という）の検討を実施します。
- 一般送配電事業者は、工事費充足の蓋然性が高い増強工事を検討する場合は、当該増強工事にて連系等を行うことができる可能性のある系統連系希望者に対し、全ての系統連系希望者の連系等を前提とした接続検討結果及び当該増強工事を前提とした接続検討結果の双方を回答します。
- また、当該増強工事を前提とした接続検討の回答においては、想定し得る様々な工事費負担金概算のうち一例だけを一義的に提示することよりも、他の系統連系希望者の辞退及び連系等を行う組み合わせを考慮した負担金の規模感を申込者自らで判断することができるよう一括検討全体の工事概要、連系可能量、工事費及び他の応募申込みを受付した系統連系希望者の情報（最大受電電力、連系電圧、連系点等）を速やかに提示することにより、検討期間の短縮に努めます。

〔接続検討において工事費充足の蓋然性が高い増強工事の検討を実施する場合のイメージ〕

・全ての系統連系希望者の申込み内容を前提とした接続検討

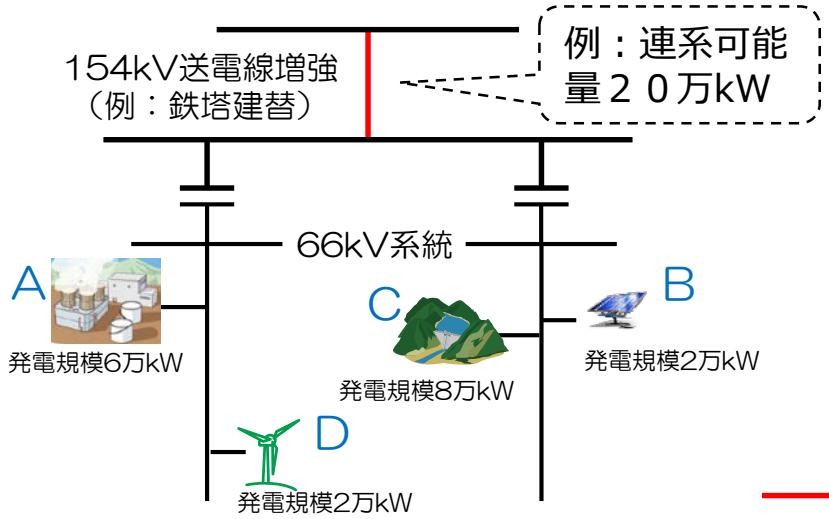

・工事費充足の蓋然性が高い増強工事を前提とした接続検討

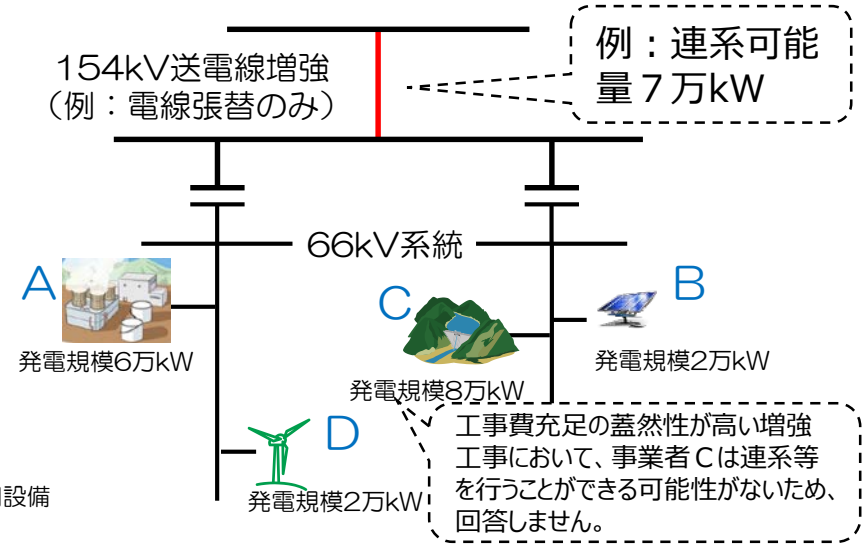

工事要の共用設備

- 接続検討における工事費充足の蓋然性が高い増強工事の規模の基本的な考え方は以下のとおり。
  a. 工事費充足の蓋然性が高い増強工事の規模は必要な工事費が充足される蓋然性が高いと見込まれる規模のうち最大規模とします。
  b. 一部の系統連系希望者が共用する設備（以下「その他共用設備」という。）の増強規模は、a.の規模以下とします。その上で、その他共用設備を共用する系統連系希望者の最大受電電力の合計等を勘案し適切な増強規模とします。

〔工事費充足の蓋然性が高い増強工事の規模選定の基本的な考え方イメージ〕

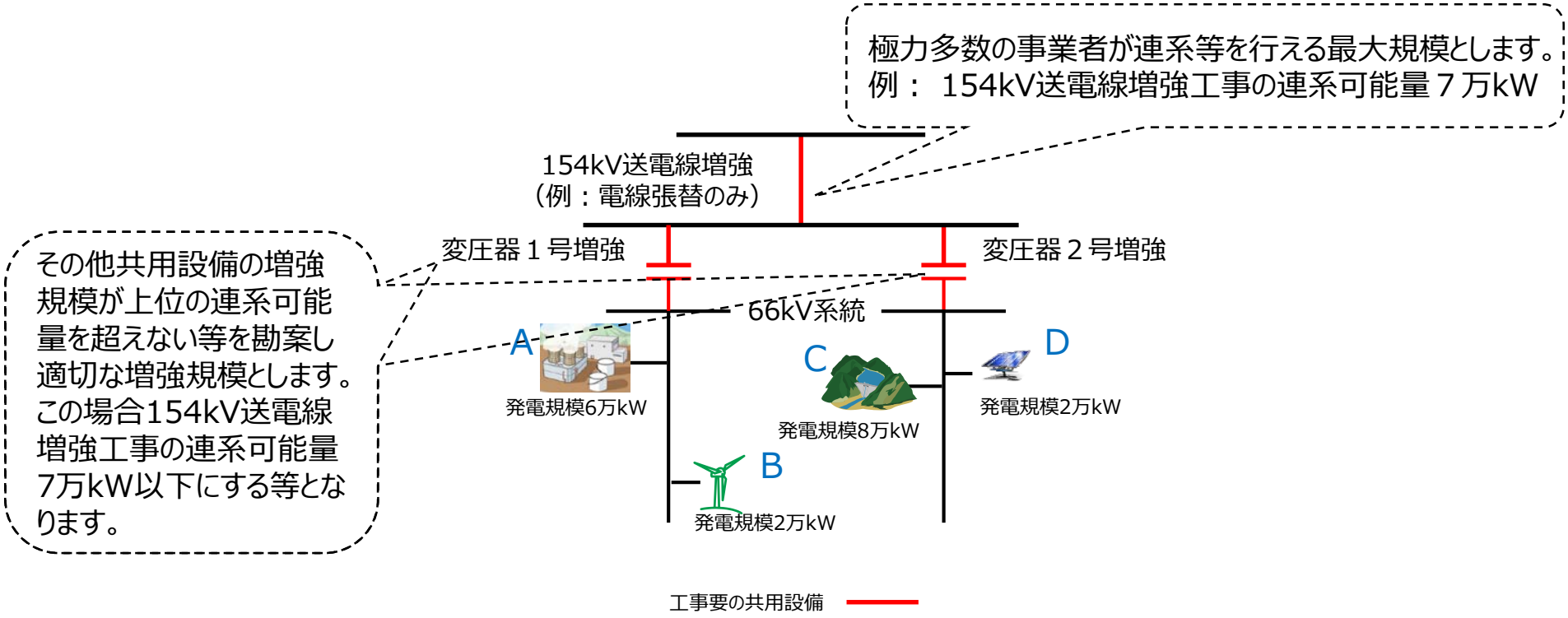

⑫工事費充足の蓋然性が高い増強工事が必要となる場合の取り扱い（続き）

- 一般送配電事業者は、接続検討の回答において工事費充足の蓋然性が高い増強工事を回答し、かつ、全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした再接続検討を行い必要な工事費が充足しなかった場合には、系統連系順位にしたがって工事費充足の蓋然性が高い増強工事の連系可能量以内の系統連系希望者を決定し、それ以外の系統連系希望者を辞退扱いとします。

〔再接続検討において工事費充足の蓋然性が高い増強工事の検討を実施する場合のイメージ〕

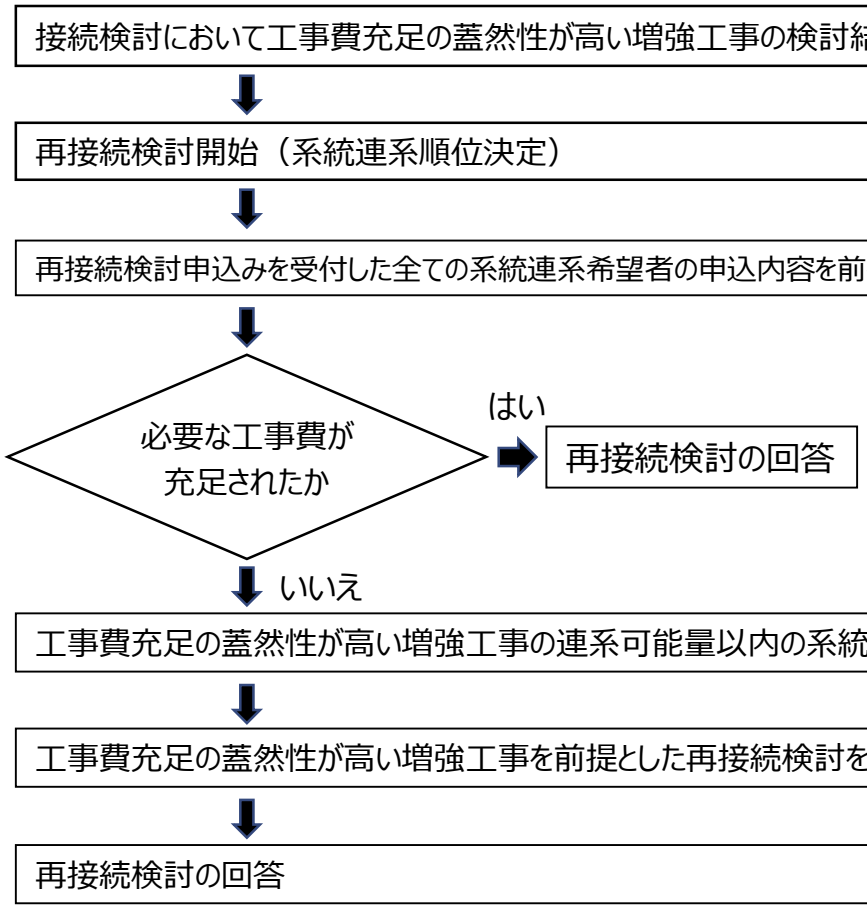

※１　全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした接続検討の結果も合わせて回答

※２　工事費充足の蓋然性が高い増強工事の連系可能量以内の系統連系希望者以外の系統連系希望者を辞退扱いとします。

⑬負担可能上限額に関する原則外の取り扱い

- 再接続検討時及び契約申込時に申告した負担可能上限額は原則変更できません。
- ただし、一般送配電事業者は、再接続検討又は技術検討の結果、工事費負担金が負担可能上限額を超過する系統連系希望者（以下「超過事業者」という。）が発生し、当該超過事業者を除外した再接続検討等の結果、更なる超過事業者が発生する場合は、超過事業者の連鎖による検討期間の長期化を防ぐため、必要な工事費が充足されるよう負担可能上限額の変更確認を行います。

〔更なる超過事業者が発生し負担可能上限額変更確認等を行う手続きイメージ〕

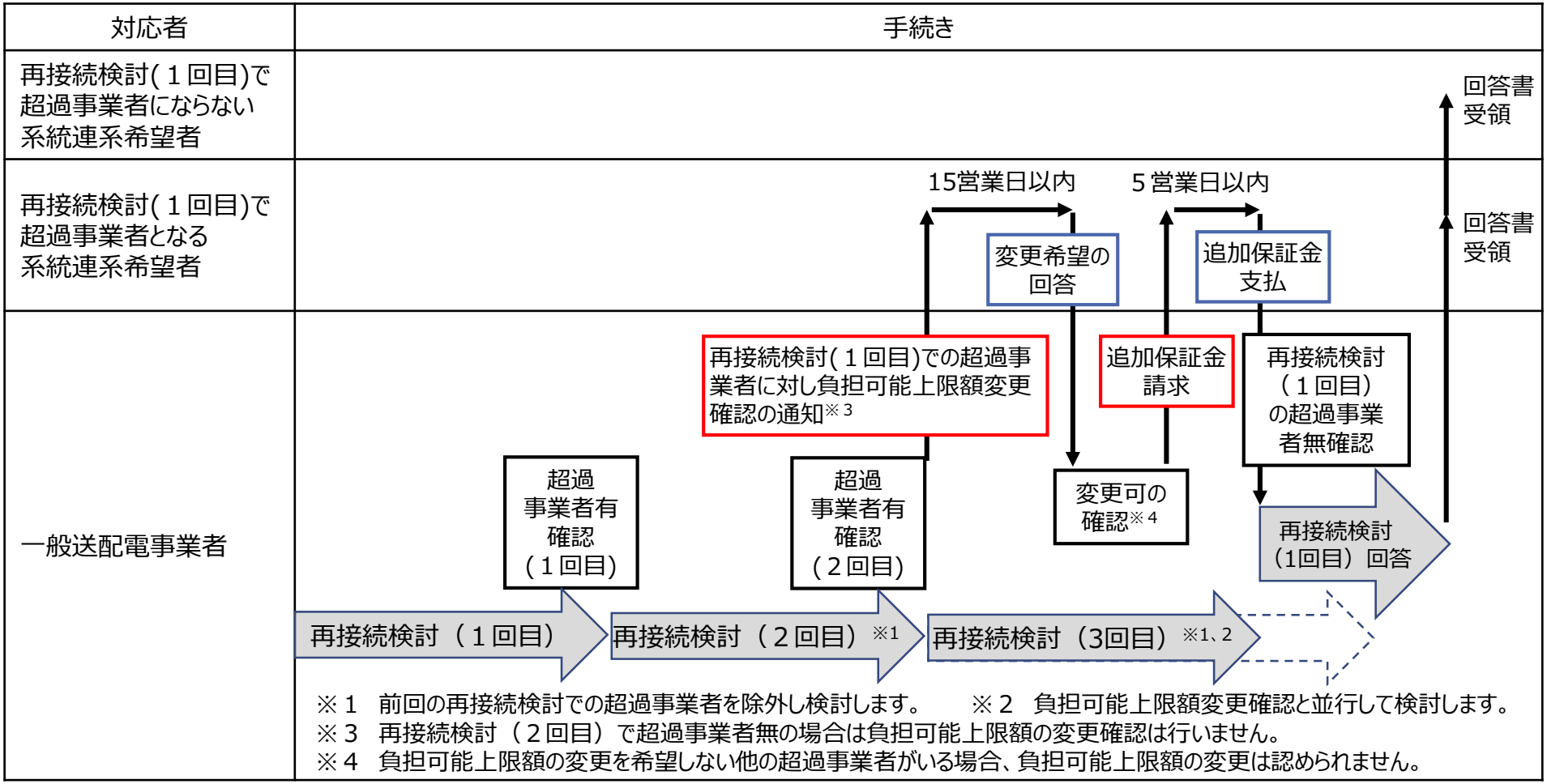

- 一般送配電事業者は、負担金契約を締結しない、又は負担金契約を履行しない系統連系希望者が発生した際に、再算定した工事費負担金が負担可能上限額を超過する系統連系希望者が見込まれる場合、負担金契約を履行した系統連系希望者に対し、必要な工事費が充足されるよう負担可能上限額の変更確認を行います。
- 一般送配電事業者は負担金契約を締結しない及び工事費負担金を入金しない系統連系希望者に対し、補償契約に基づく対応を行いますが、補償金が支払われていない場合においても、変更した負担可能上限額を前提とした上で、再度の技術検討により再算定された工事費負担金等に基づき負担金契約を履行した系統連系希望者との負担金契約（工事費負担金等）を変更することとし、プロセスの早期完了を志向します。

〔負担金契約を締結しない等の系統連系希望者が発生したことにより負担可能上限額を変更する際の手続きイメージ〕

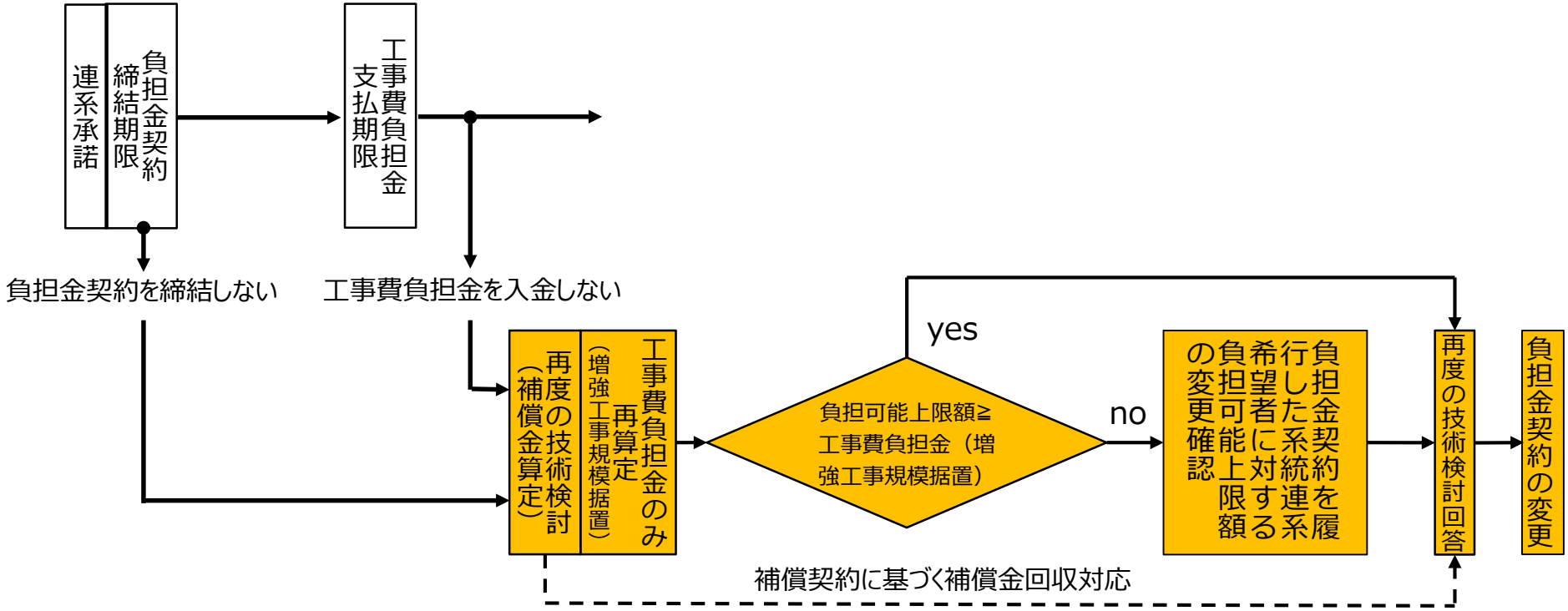

⑭補償金の基本的な考え方

＜工事費負担金の補償＞

- 補償金の上限は、補償契約を締結した系統連系希望者が申告した負担可能上限額とします。

＜補償金の額＞

- 補償金の額は、他の系統連系希望者と共用する設備に係る工事に関し、補償金を負担する系統連系希望者を除外して算定した系統連系希望者の工事費負担金と、他の系統連系希望者が補償契約締結時※に負担する予定であった工事費負担金との差額とします。
- 詳細は次頁をご参照ください。

※ 他の系統連系希望者の辞退発生等により、工事費負担金を変更した場合は、当該変更時。

〔辞退者が負担する補償金のイメージの系統状況の例〕

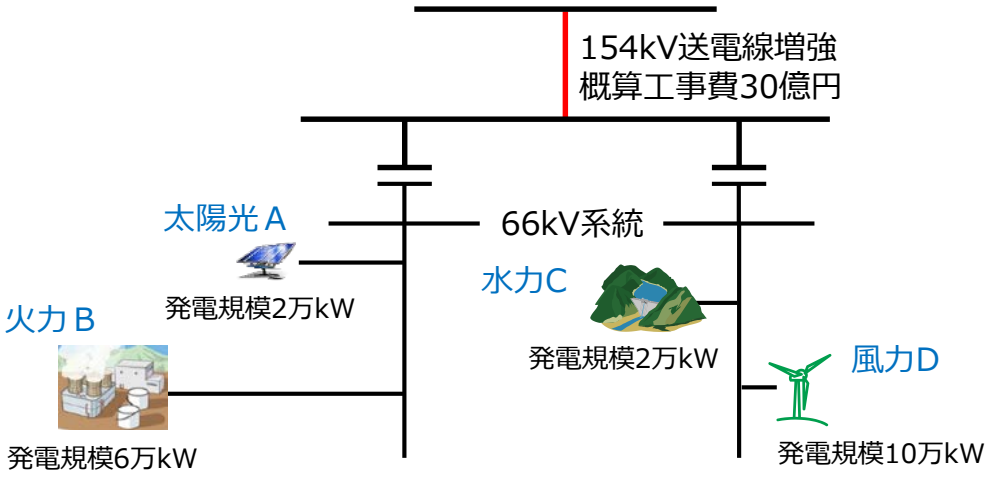

- 下図は、補償契約を締結した風力Ｄが辞退した場合、風力Ｄが、負担可能上限額８億円を上限に、風力Ｄ辞退（除外）時の他の系統連系希望者の工事費負担金合計１０億円から補償契約締結時の工事費負担金合計５億円を差し引いた５億円を補償することにより、他の系統連系希望者の工事費負担金が変わらないことを示しています。

＜辞退者が負担する補償金のイメージ＞

費用負担ガイドラインに基づく設備更新による受益分を考慮しており、風力Ｄ辞退前後で特定負担率が変わらないイメージ

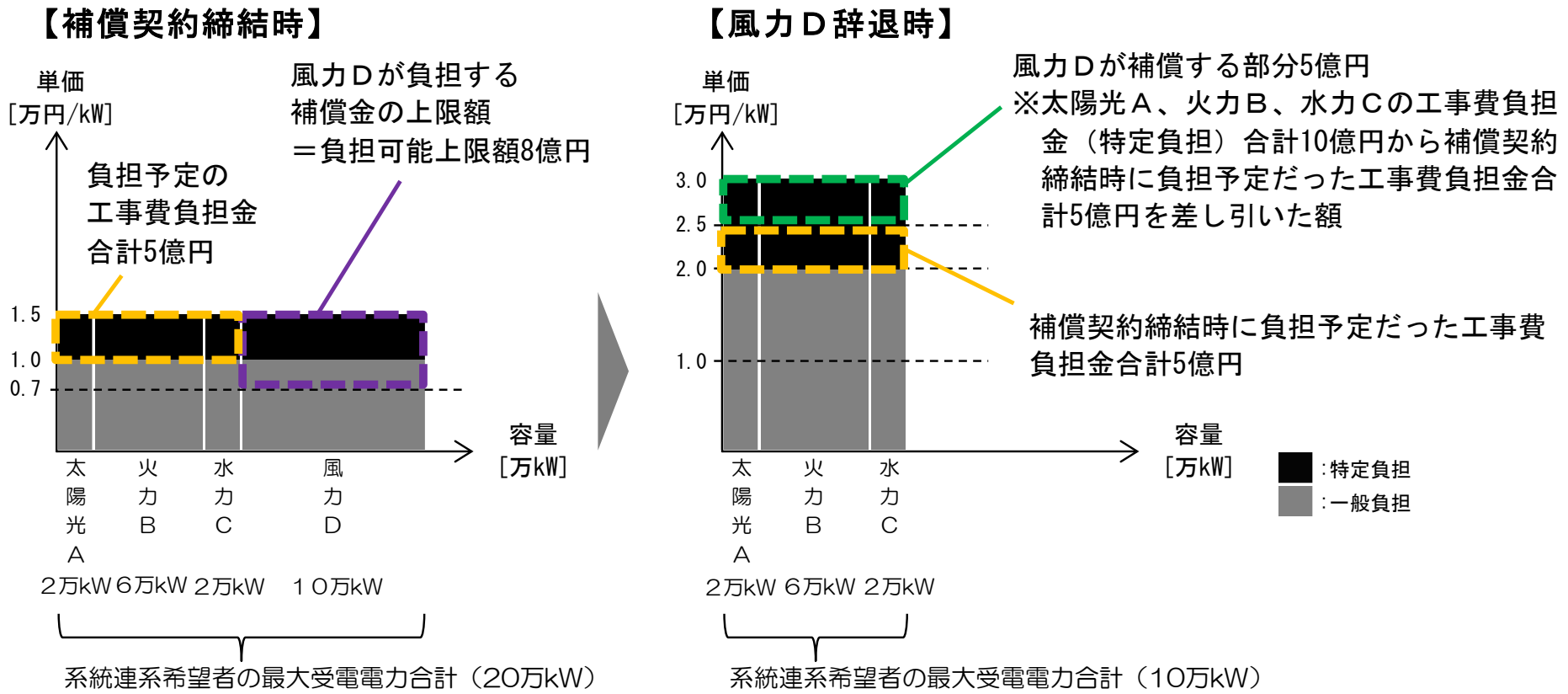

⑮工事完了後における補償金、工事費負担金の精算について

- 一般送配電事業者は、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者から没収した保証金を充当します。充当先は、保証金を没収された系統連系希望者が工事完了により確定した工事において共用することが見込まれた設備の工事費とし、充当する額は、共用することが見込まれた設備の工事費の比で按分した額とします。
- 一般送配電事業者は、系統連系希望者が入金した工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金の差額を精算します※。

※ 一括検討完了後の調査測量や工事の結果として、工事費負担金が増減することがあります。

〔工事完了後における工事費の補正イメージ〕

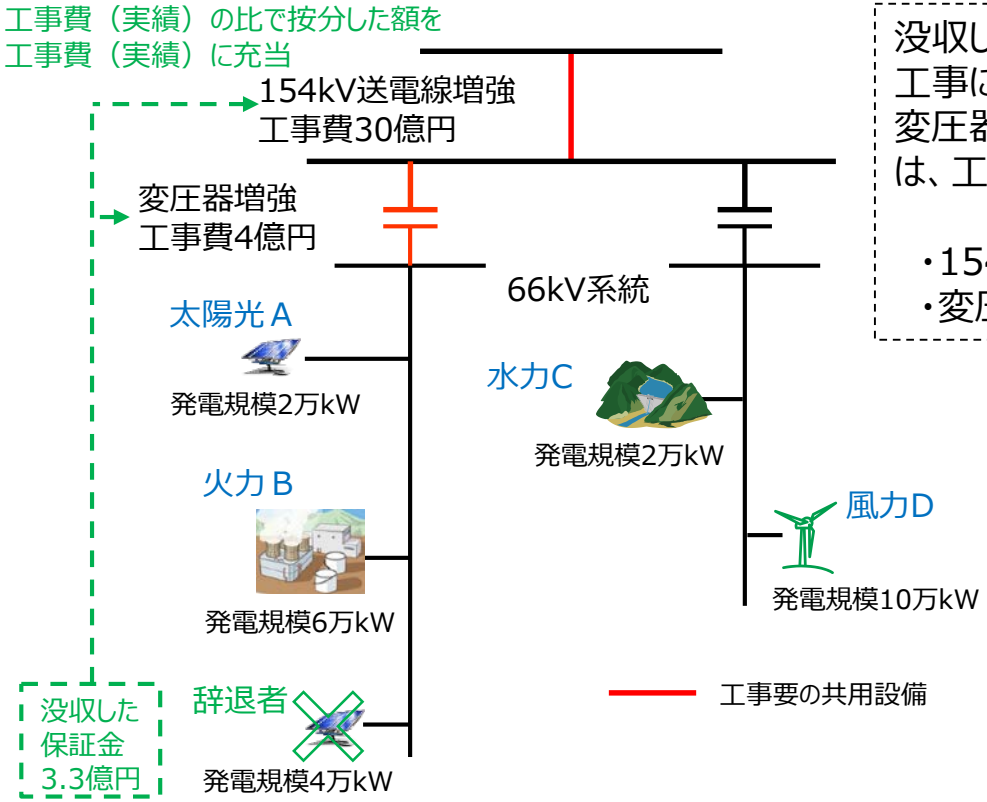

没収した保証金3.3億円は、辞退者が工事完了により確定した工事において共用することが見込まれた154kV送電線増強及び変圧器増強工事の工事費に充当します。この場合、充当する額は、工事費の比30億円：4億円：15:2で按分した額になります。

・154kV送電線増強に充当する額：約2.9億円
・変圧器増強に充当する額：約0.4億円

没収した保証金は負担金契約時に概算工事費に充当しますが、工事完了後の工事費（実績）に基づき充当した額を見直します。なお、その際の充当先、充当額の考え方は負担金契約時と同じです。

＜工事完了後における補償金の精算（減額）＞

- 一般送配電事業者は、補償金を負担した系統連系希望者がいる場合で、工事完了により確定した工事費が、補償金の算定時に前提とした工事費を下回っていることにより、補償金の減額が生じているときは、当該系統連系希望者も含めて精算します。ただし、優先的な返金（一括検討の手続等１０．９（２）参照）により、当該設備に係る補償金が全て返還されている場合は除きます。

＜工事完了後における補償金の精算（減額）イメージ＞

費用負担ガイドラインに基づく設備更新による受益分を考慮しており、風力Ｄ辞退前後で特定負担率が変わらないイメージ

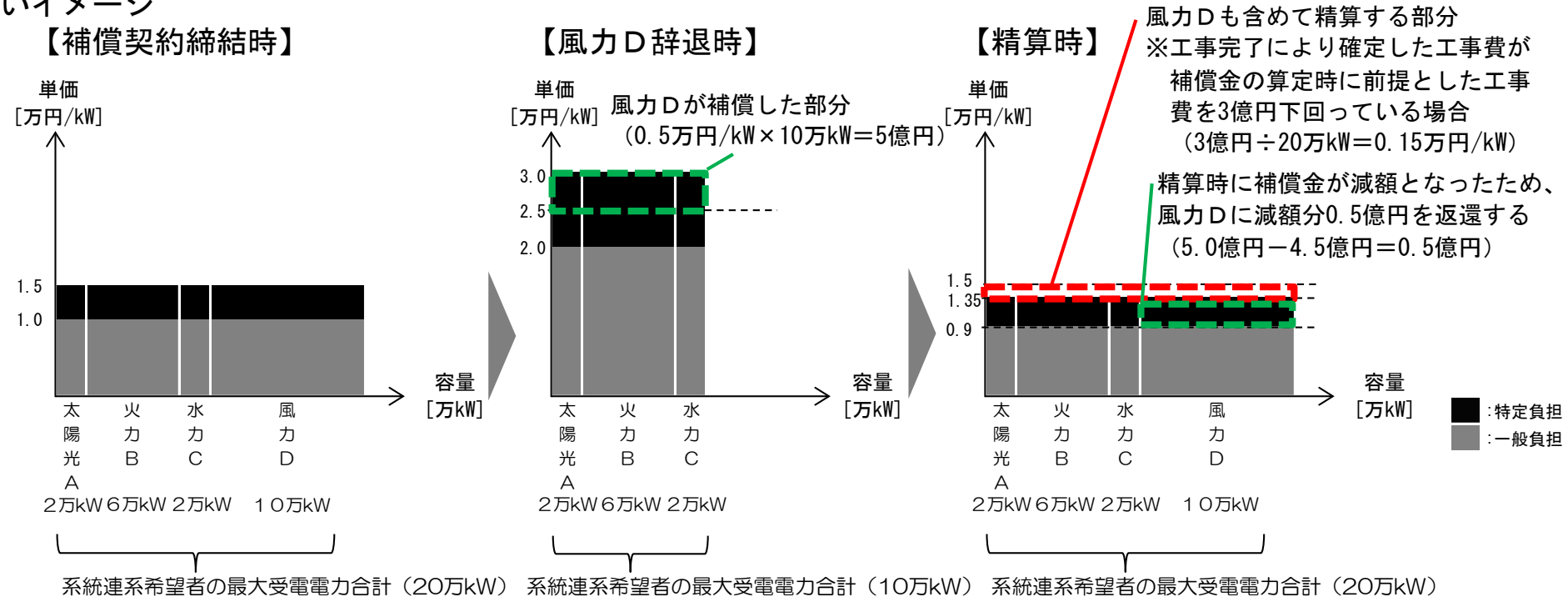

＜工事完了後における補償金の精算（増額）＞

- 一般送配電事業者は、補償金を負担した系統連系希望者がいる場合で、工事完了により確定した工事費が、補償金の算定時に前提とした工事費を上回っている場合は、当該系統連系希望者が負担した補償金を超過する差額の精算は行いません。

＜工事完了後における補償金の精算（増額）イメージ＞

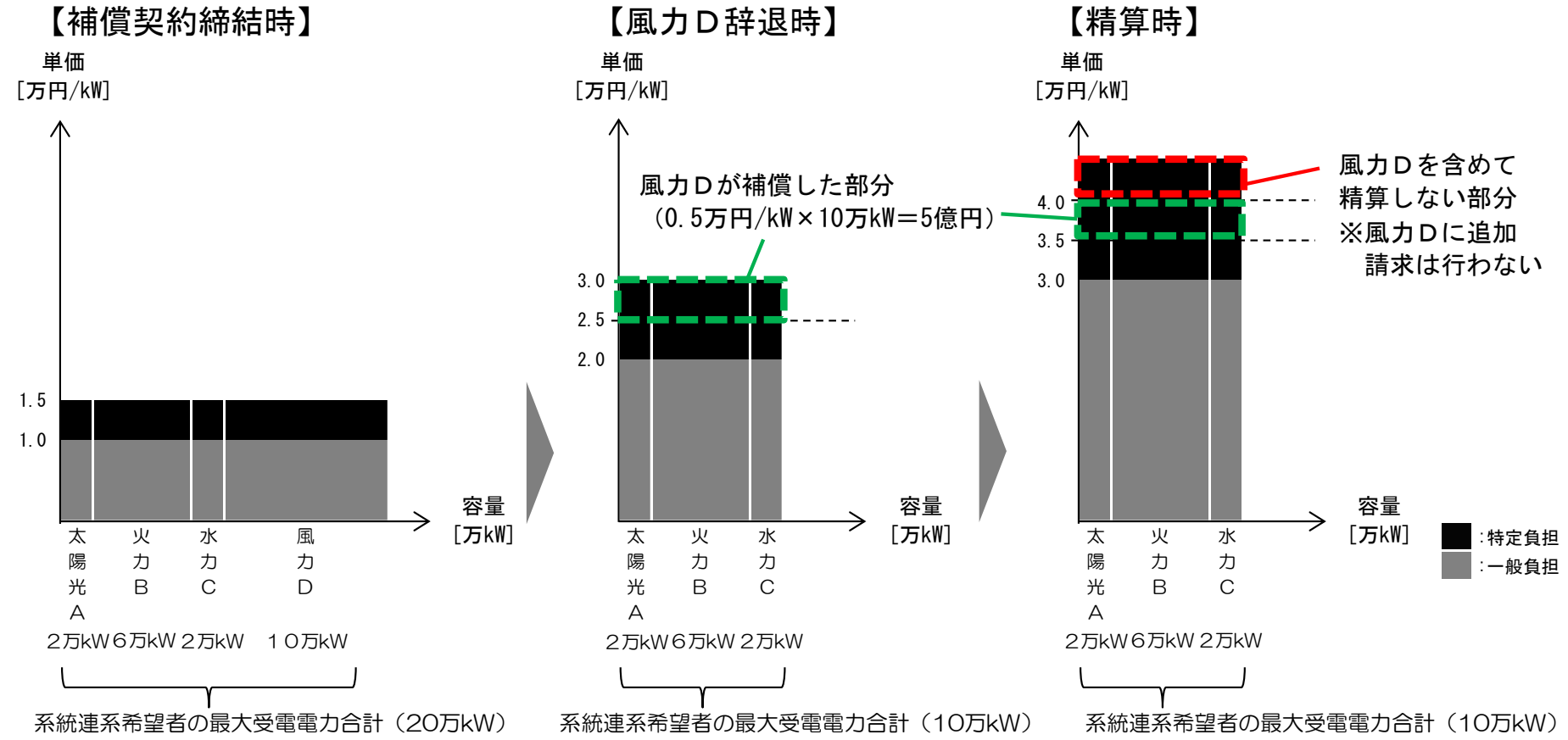

⑯補償契約を履行しない系統連系希望者に対する措置

＜補償契約を履行しない系統連系希望者に対する措置＞

- 一般送配電事業者は、開始申込みをした又は応募申込みをした系統連系希望者が、他の一括検討又は過去の電源接続案件募集プロセス※において、工事費負担金補償金を、支払期日までに支払わなかったことがある場合には、当該系統連系希望者に対し、当該一括検討に関する第三者の支払保証書類等（金融機関の債務保証等、他の系統連系希望者に影響がないことを担保するもの）を提出するよう求めます。
- 系統連系希望者が第三者の支払保証書類等の求めに応じない場合、一般送配電事業者は、当該系統連系希望者の開始申込みは受け付けません。

※　電源接続案件募集プロセスの募集要綱において、第三者の支払保証に関して記載がある案件に限ります。